

2017 年度事業計画・総論（要約）

はじめに

2016 年度は、9 月にセンター設立 30 周年を迎え、数かずの記念事業を成功裏に終えることが出来ました。

センターは、日中の働く者の交流を出発点として、民間交流を促進する様々な事業を積極的に展開してまいりました。これらの事業は、マクロ的に見れば、国と国との枠組みを超えたところで、働く者の福祉と生活の向上に寄与するとともに、個別の事業においては、これからの時代を担う若き人材の育成につながってきました。

ポスト 30 周年の最初の年、2017 年度の事業計画では、中国を軸としつつも一層広くアジアに目を向けてさらなる活動を展開して参ります。私たちは、より広い版図の中で、30 年間にわたって培って来た民間交流の知識と経験を生かして、アジアの働く者の福祉と生活の向上、母国の発展を支える人材の育成に一層寄与したいと願っています。この意味で、商標登録され、現在通称としている「HRsD アジア財団」を積極的に使ってまいります。

2017 年度、アジアへの展開とともに、私たちがチャレンジすべき課題は数多くありますが、センターが組織としての持続可能性を担保するためにとりわけ求められている次の 2 つについて触れておきたいと思えます。

1) 財政健全化の流れを確固として定着させること

センターの財政基盤を作る技能実習生受け入れ数は、2016 年度は目標数を超える予定です。2017 年度は、中期的な財政計画と事業計画を視野に入れつつ、この健全化の流れを確固たるものとし持続可能な組織となることを目指します。

2) コンプライアンスに基づき技能実習新法に的確に対応すること

2016 年 11 月に公布された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（新法と省略）は、技能実習制度を抜本的に見直すもので、実習制度に関わる諸団体の責務を明確にするとともに、技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を図ることを目的としています。本年 11 月に施行されますが、この前段で、6 月からは新法に基づいて新たに設けられ、監理団体の許認可権を持つ「外国人技能実習機構」への登録が開始されます。

センターは、従来からコンプライアンスに基づいて事業を展開してまいりましたが、実習事業に大きな変革をもたらす新法に的確に対応することによって、優良監理団体の地位を獲得することを目指します。このため、実習事業の理念の再確認をはじめ、新法に基づく事業の総点検と整備を行います。

財政健全化と新法への的確な実施は、持続可能な組織となるための車の両輪です。2つの車輪が調和し、スムーズに連動して回転するようにオールセンター体制による事業展開を図ります。

事業計画の柱とその展開

1. 活動領域をアジアに拡大し事業を展開する

技能実習事業の将来的な展開を視野に入れたミャンマー、ベトナム、カンボジア 3ヶ国現地調査（2016.2.5~15）等を踏まえ、中国を軸としつつアジアを対象として事業展開を図る。このため、既に商標登録された通称名「HRsD アジア財団」を積極的に使用する。

2. 財政の健全化を進め新法に的確に対応する

中期的な財政健全化計画と事業計画を視野に入れつつ、健全化の流れを担保して財政の安定化を図る。このため、事業の選択と集中によるリソースの効率化を図る。あわせて、新法に的確に対応するとともに、実習事業の在り方をコンプライアンスの徹底をベースにして再点検し、新法の下で優良な監理団体の地位取得を目指す。これを徹底するためにセンター全体で連続的な新法勉強会を開催する。

3. 人材育成事業の重点化

各種のセンター事業を人材育成事業として活動の中心に位置づける。事業を通じて、アジア各国で働く者の福祉と生活の向上に寄与するとともに、人材の育成によって母国の発展に貢献することを目指す。

1) 技能実習事業

「技能実習事業調整委員会」と「技能実習新法移行チーム」の機能と活動を強化し、オールセンター体制で取り組む。監査会議、地方ブロック会議等を通じて中央と地方の情報共有化と連携を一層強化する。

中国集合研修所への教師派遣については、そのニーズが大幅に減少したことから、集中と選択の立場から制度としての教師派遣を廃止する。必要な場合には、日本語教授法スキルアップ等のプログラムにより中国人指導員の能力向上を図る。

2) 日本語教育事業を拡充する

(1) 日本語教師派遣事業

- ・ 広報活動やさまざまなチャンネルを通じてすぐれた日本語教師候補の発掘に努める。あわせて、派遣前研修会や北京経験交流会のプログラムの充実を図る。
- ・ 派遣および就労に関わる中国制度の変更にともない、教師および教師候補に迅速に情報

を提供しつつ対処する。

(2) 中国人日本語教師スキルアップ事業

研修日数を2日間から3日間に拡大して研修内容の拡充を図る。年2回開催し、より多くの地域に研修機会を提供する。当面、江西省、福建省、四川省、山東省を対象とし、2020年までに当該地域で各3回開催を予定する。

3) 新規事業

新規事業の開拓に当たっては、センター、職工中心、服務中心の3者間で「新規事業開拓合同作業チーム」が設置されている。このチームの活動をベースとして次の2つの事業に重点を置く。

(1) 技能実習制度を活用した介護士の育成

介護は、技能実習の新たな対象職種となることから、この実習制度を活用した新規事業として位置づけ、最終的には母国で活躍する介護人材の育成を目指す。センターは、母国での活躍を最終目的として関係団体間とのパートナーシップを構築し、循環型介護人材養成のモデルケースを追求する。また、介護に対する知見をより高めるために、介護問題、介護政策に関する日中相互の学習の場を設ける。

(2) 専門家局の認証を活用した研修プログラム

中国で実施した「中小企業診断プログラム」の成功体験を踏まえて、各種研修プログラムを開発し、事業化を目指す。

4. 「友の会」の活動を拡大する

2017年度センター事業展開の基本方針に沿い、活動の対象地域を中国を含めたアジアに拡大する。このため、規約を改定するとともに、アジア各国の文化や生活の紹介等、魅力ある企画を検討する。

5. 広報活動を充実する

ポスト30周年、最初の年のセンター事業を広く紹介し、より多くの支援と協力を求めて広報活動を充実する。

6. 日中友好協力基金

労働者の交流を軸とした日中間の友好協力を促進するために基金を通じて支援を行う。

以上